

大郷町ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年1月4日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、大郷町有料広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、大郷町のホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大郷町ホームページ 大郷町が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類及び内容)

第3条 町ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、広告の内容は、要綱第3条の規定に該当しないもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内に所在する事業所及び団体等に関するもの
- (2) その他前号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(広告の規格及び掲載位置等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦 50ピクセル、横 180ピクセル
 - (2) 形式 GIF、JPEG
 - (3) 容量 5KB以内
 - (4) 画像 静止画
- 2 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページのうちから、町長が指定するものとする。
- 3 広告の掲載枠数は、10枠とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。

- 2 前項に規定する掲載可能期間は、年度内において最長12月とする。
- 3 広告掲載の始期及び終期は、別途町長が定める日とする。（ただし、掲載開始日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たった場合は、その翌日とする。）

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠あたり月額3,000円とする。

- 2 前項で規定する金額は、同月内における掲載日数の多少に関係なく一律の金額とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 町ホームページへの広告掲載希望者は、広告を掲載したい月の前々月末日（ただし、その日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日に当たった場合は、その前日)までに要綱第6条に規定する大郷町有料広告掲載申込書(様式第1号)により申し込むものとする。

(広告掲載の取消)

第8条 町長は、広告掲載期間中において、要綱第14条の各号に該当するもののほか、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等(以下「広告の内容等」という。)が要綱第3条の規定に抵触すると認められるとき、広告の内容等を修正するよう広告主に対して指示することができるものとし、広告主が広告の内容等を速やかに修正しない場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消すときは、ホームページ掲載取消通知書(WE B様式第1号)により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、取り消した日の属する月の翌月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあっては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載の中止)

第9条 広告主は自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を中止することができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を中止するときは、広告主はホームページ広告掲載中止届(WE B様式第2号)により、町長に届け出るものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、既に納付している広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、中止した日の属する月の翌月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあっては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、広告掲載決定後において、広告の内容を変更しようとする場合は、ホームページ広告掲載内容変更届(WE B様式第3号)により、町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による届出を受理した場合は、広告の変更内容を審査し、その結果をホームページ広告掲載内容変更承認通知書(WE B様式第4号)又はホームページ広告掲載内容変更不承認通知書(WE B様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、既に納付している広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 広告掲載期間内に町長の都合で町ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。

4 広告主の責めに帰さない理由により町長が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。

5 前各項、第8条第3項及び第9条第3項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

6 第3項及び第4項の規定により返還する広告掲載料は、その30分の1に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによって計算して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（広告主の責務）

第12条 広告及び広告主が指定するリンク先のホームページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第40号）

この要領は、平成25年7月1日から施行する。